

# 衆議院内閣委員会ニュース

平成 26. 3. 12 第 186 回国会第 5 号

3月12日（水）、第5回の委員会が開かれました。

## 1 ①国家公務員法等の一部を改正する法律案（内閣提出、第 185 回国会閣法第 19 号）

②幹部国家公務員法案（渡辺喜美君外 5 名提出、第 185 回国会衆法第 15 号）

③国家公務員法等の一部を改正する法律案（津村啓介君外 4 名提出、第 185 回国会衆法第 16 号）

④国家公務員の労働関係に関する法律案（津村啓介君外 4 名提出、第 185 回国会衆法第 17 号）

⑤公務員庁設置法案（津村啓介君外 4 名提出、第 185 回国会衆法第 18 号）

⑥国家公務員法等の一部を改正する法律案（渡辺喜美君外 4 名提出、衆法第 1 号）

- ・各案及び西川公也君外 7 名（自民、民主、公明）提出の①に対する修正案について、稲田国務大臣、加藤内閣官房副長官、葉梨財務大臣政務官、原人事院総裁及び政府参考人並びに提出者近藤洋介君（民主）、後藤祐一君（民主）、松田学君（維新）及び大熊利昭君（みんな）に対し質疑を行い、①及び①に対する修正案並びに⑥について質疑を終局しました。
- ・①及び①に対する修正案並びに⑥に対し、近藤洋介君（民主）、松田学君（維新）、大熊利昭君（みんな）、赤嶺政賢君（共産）が討論を行いました。
- ・⑥について採決を行った結果、賛成少数をもって否決すべきものと決しました。  
（賛成－維新、みんな、生活 反対－自民、民主、公明、共産）
- ・①に対する修正案について採決を行った結果、賛成多数をもって可決されました。  
（賛成－自民、民主、公明 反対－維新、みんな、共産、生活）
- ・①に対する修正部分を除く原案について採決を行った結果、賛成多数をもって可決され、本案は修正議決すべきものと決しました。  
（賛成－自民、民主、公明 反対－維新、みんな、共産、生活）
- ・①に対し西川公也君外 4 名（自民、民主、維新、公明、生活）から提出された附帯決議案について、後藤祐一君（民主）から趣旨説明を聴取しました。
- ・採決を行った結果、賛成多数をもってこれを付することに決しました。  
（賛成－自民、民主、維新、公明、生活 反対－みんな、共産）

（質疑者及び主な質疑内容）

### 後藤祐一君（民主）

- ・政府は 4 月から閣議及び閣僚懇談会に係る議事録を作成し公開するとしているが、閣僚の発言は公文書管理法第 4 条の「意思決定に至る過程」に該当し、文書を作成する義務があるのではないかと、稲田国務大臣の見解を伺いたい。
- ・現在財務省が実施している国家公務員の給与実態調査によって国家公務員の総人件費の見積りが作成できると考えるが、内閣法改正後、内閣人事局が国家公務員の総人件費の主導権を握るためには、この調査を内閣人事局で行うべきではないかと、稲田国務大臣の見解を伺いたい。
- ・幹部職員の任用に当たって、民主党案では「内閣との一体性の確保にも配慮して」という文言を入れていた。政府においてもこの趣旨を取り入れて行うべきではないかと、稲田国務大臣の見解を伺いたい。

### 杉田水脈君（維新）

- ・国家公務員法改正案（衆法第 1 号）によって設置される内閣人事局は、政府案と比較して、人事院に左右されない機能となっているのか。衆法提出者の見解を伺いたい。
- ・いわゆる天下りのあっせんについて、国家公務員法改正案（衆法第 1 号）では罰則が設けられているが、具体的内容及び必要性について、衆法提出者の見解を伺いたい。
- ・官民の人材交流を活発化するとともに、国家公務員と地方公務員との人事交流を進めていくべきと考えるが、稲田国務大臣の見解を伺いたい。

### 中丸啓君（維新）

- ・平成 21 年の国家公務員法等の一部を改正する法律案（いわゆる甘利法案）提出後における社会情勢の変化が今回の政府案にどのような影響を与えているのかについて、稲田国務大臣の見解を伺いたい。
- ・グローバルな人材を育成していくという観点から、公務員育成のカリキュラムの中で我が国の歴史等に関する講座を設ける必要があるのではないか。稲田国務大臣の今後の取組方針を伺いたい。

### **大 熊 利 昭君（みんな）**

- ・特例降任制度についての稲田国務大臣の考え（平成 25 年 2 月 3 日衆議院予算委員会答弁）が、政府案と異なっているのではないかと考えるが、稲田国務大臣と人事院双方の見解を伺いたい。
- ・内閣との一体性の確保の観点が盛り込まれている幹部職員の標準職務遂行能力表を作成する必要があるのではないか。稲田国務大臣の見解を伺いたい。

### **赤 嶺 政 賢君（共産）**

- ・政府は、我が国の公務員の労働基本権に関する国際労働機関（以下「ILO」という。）の度重なる勧告を真摯に受け止めていないのではないかと考えるが、稲田国務大臣の見解を伺いたい。
- ・我が国の公務員の労働基本権に関する ILO 勧告の趣旨は、政府と労働関係者団体との継続協議にとどまらず、当該協議の結果を踏まえた具体的措置を講ずることにあるのではないかと考えるが、稲田国務大臣の見解を伺いたい。

### **村 上 史 好君（生活）**

- ・政府案及び同法案に対する修正案は自律的労使関係制度を措置することを内容としていないが、公務員へ労働基本権を付与することについて、民主党の修正案提出者の見解を伺いたい。
- ・一般の国家公務員法改正後も、労働基本権付与や降任制度の在り方等について、引き続き公務員制度改革に取り組んでいく必要があるのではないかと考えるが、稲田国務大臣の公務員制度改革に向けての決意を伺いたい。